

事 務 連 絡

平成 22 年 5 月 31 日

各都道府県建設業協会 御中

社団法人 全国建設業協会

事 業 部

特殊車両通行許可制度のさらなる周知について

特殊車両（別紙参照）が道路を通行する場合は、道路法第 47 条の 2 の規定に基づき、道路管理者へ申請し通行許可を得る必要がありますが、無許可や許可条件に違反した車両の走行があとをたたず、重量超過車両が橋梁や塗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼしたり、時には重大事故を引き起こし、社会経済に多大な影響を与えています。

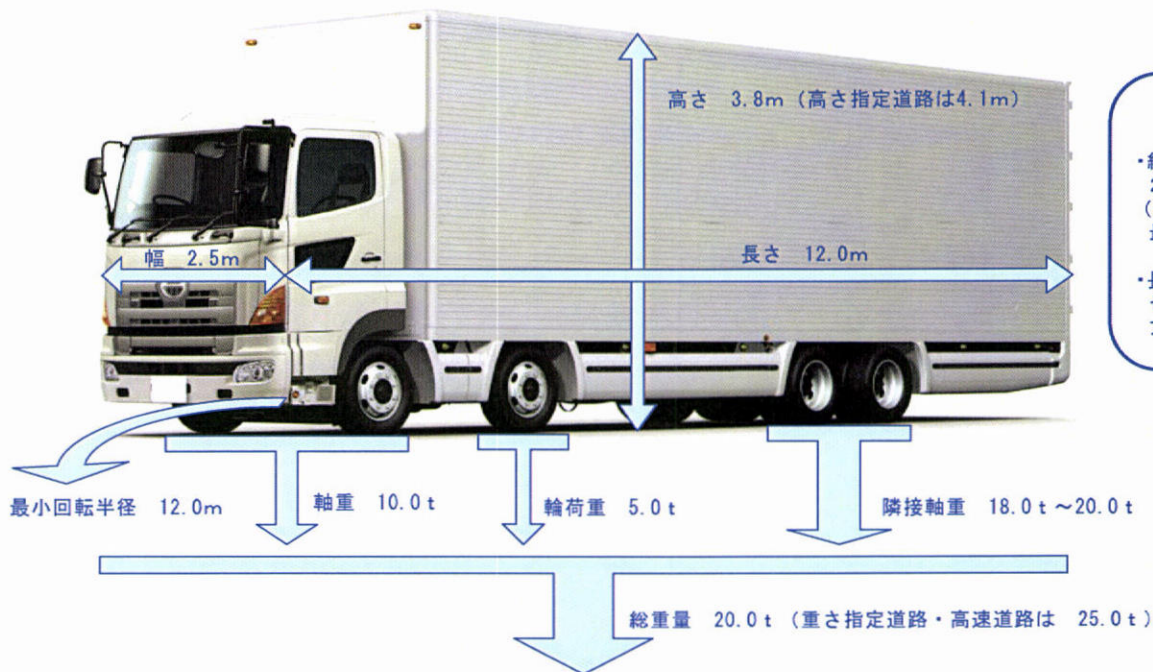
今般、（独）日本高速道路保有・債務返済機構においては、当該許可制度の遵守について、別添のとおり、本会に対し、周知依頼がありましたので、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

荷主の皆さんご存知ですか？

一定の大きさや重さを超える車両を通行させるには許可が必要です！

道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。



※限度値の特例※

- ・総重量
24.0t~36.0t
(セミトレー及びフルトレーのみ
最遠軸距に応じ)
- ・長さ
セミトレー 16.5m
フルトレー 18.0m

上記の限度値を超える車両(特殊車両)を通行させる場合、**通行しようとする道路の管理者に申請し、許可を得なければなりません**。許可なく又は許可条件に反して特殊車両を通行させた場合には、現場において**道路管理者が通行の中止等を命じます**。さらに、重大な交通事故を発生させた場合や常習的に違反を繰り返している場合、又は道路管理者の措置命令に違反した場合には、**通行許可を取消したり、告発することになります**。

措置命令処分

道路管理者が、現地で許可なく又は許可条件に反して特殊車両を通行させていることを確認した場合、違反者に対して積荷の分割等の軽減措置を講じるよう命じたり、軽減措置が不可能なときには通行の中止(高速道路においては、入口でのUターンや最寄インターチェンジからの流出)を命じています。



許可取消と罰則

以下の要件を満たす場合、許可取消や告発を行うことになっています。

許可なく又は許可条件に反して車両を通行させ

1	死亡又は重傷に係る交通事故、道路損壊に係る重大な交通事故を発生させた場合
2	道路管理者の措置命令に違反した場合
3	常習的に違反している場合

※主な罰則※

違反事由	罰則
制限値違反	100万円以下の罰金
措置命令違反	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
許可証不携帯	100万円以下の罰金
法人両罰	上記の罰則

特殊車両を通行させる場合は、道路管理者の許可を得て下さい。

特殊車両を通行させようとする運送事業者や荷主の皆さんは、通行経路の道路管理者へ通行許可申請を行ってください。

高速道路における特殊車両申請窓口

東日本高速道路(株) 首都高速道路(株)
中日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株)

また、申請の受付は、国土交通省の各国道事務所、各地方自治体等でも、行っています。

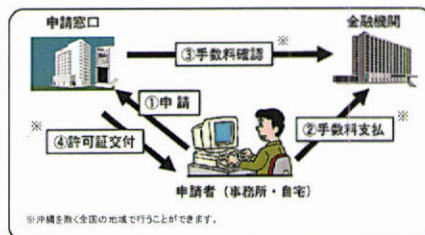
また便利なオンライン申請もご活用下さい。

事務所や自宅などで、インターネットを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、オンラインでの申請ができ、以下のようなメリットがあります。

- 1 窓口に向かなくても申請や許可証の交付が可能です。
- 2 個別審査がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。
- 3 過去の申請データが利用でき、更新時などの申請書作成が簡素化されます。
- 4 パソコン画面（地図画面）上で、通行経路を指定できます。
- 5 経路を選択しながら、事前に通行条件が分かります。
- 6 自動車検査証の写しの添付が不要です。
(ただし、車両等によっては対象とならないものもあります。)

※通行経路が高速道路のみの場合はご利用できません※

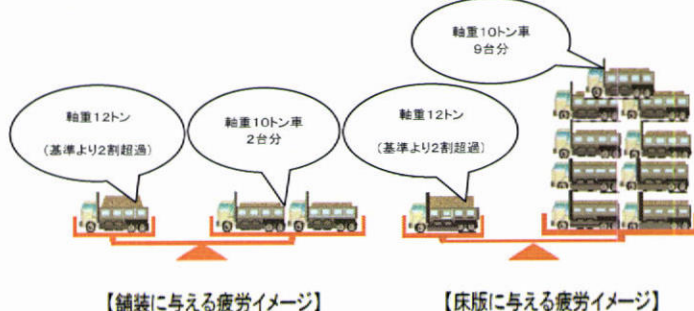
※特殊車両の申請窓口、オンライン申請に関する詳細、その他特殊車両に関する事項は、国土交通省 関東地方整備局HPをご参照下さい※
<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>



重量超過車両は道路に及ぼす影響が大きい！

車量の重量が道路構造物の疲労に及ぼす影響は、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。仮に大型車両1台が、軸重10tの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対して約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

【道路に与える影響（イメージ）】



重量超過車両による事故は社会的影響が大きい！

重量超過車両による事故は、**死亡事故などの重大事故につながりやすく**、また、散乱した大量の積荷や車両の撤去作業のため、長時間の通行規制を余儀なくされるなど**社会・経済活動に多大な影響を与えます**。



道路はみんなの財産です。最近では、車も運搬される貨物も大型になり、重量も増え道路構造へ影響を与えたり、重大事故が多発するなどの問題が発生しています。**次の世代へ健全な状態で引継いでいくため**にも、荷主の皆さんにおかれましても、特殊車両の通行許可制度に対する、一層のご理解とご協力をお願いいたします。